

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 4 年 6 月 1 日

長野県企画振興部 D X 推進課長

1 業務概要

(1) 業務名

マイナポイント申込等支援事業業務

(2) 業務目的

国が実施しているマイナポイント第 2 弾事業（マイナンバーカード（以下「カード」という。）の普及やキャッシュレス決済の利用の拡大を図りつつ消費を喚起し、更に健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る事業）の効果を最大化するため、マイナポイントの予約・申込や利用の支援等の出張支援窓口を県民に身近な施設等に臨時的に設置し、マイナポイントの利用及びカードの普及の促進を図る。

2 業務内容

(1) 実施内容

- ・マイナポイント申込手続等の出張支援窓口の設置及び運営
- ・事業実施に係る広報周知活動及び問い合わせ等への対応

(2) 仕様

別添 1 仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務内容は、打合せの中で変更する可能性があります。

(3) 企画提案を求める具体的項目

ア 実施内容

- ・実施回数、場所、時間等
- ・広報内容

イ 実施体制

- ・実施体制
- ・スケジュール

ウ 実施に要する経費及びその内訳

実施に当たり必要な経費の合計額を記載すること。なお、経費の合計額は(6)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

(4) 実施場所

D X 推進課他

(5) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(6) 費用の上限額

9,520,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

3 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った企画提案書の提出から契約までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級区分がA又はBに区分されている者であること。
- (6) 長野県内に本店、支店又は事業所を有すること。
- (7) DX推進課で行う打ち合わせ等に常時参加できる者であること。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出してください。(3)アに記載の提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

- | | |
|-----------------|--------------|
| ア 参加申込書 | 様式第1号 |
| イ 参加要件具備説明書類総括書 | 様式第1号の附表 |
| ウ 誓約書 | 様式第1号附表添付書類1 |

(2) 担当課・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2
長野県企画振興部DX推進課
担 当 松尾 薫
電話番号 026-235-7146
ファクシミリ 026-235-0517
メールアドレス dx-promo@pref.nagano.lg.jp

(3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和4年6月6日（月）午後5時

イ 提出先

4(2)に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は電子メールとします。

提出期限までにDX推進課に到達したものに限り、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(5) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（以下「非該当理由」という。）を令和4年6月17日（金）までに、応募資格要件非該当通知書（様式第3号）によりDX推進課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面（任意様式）によりDX推進課長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に電子メールの方法により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所

4(2)に同じ。

(イ) 受付時間

上記イの期間中、午前9時から午後5時まで（休日を除く。）

(6) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は、行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 説明会

説明会は、開催しません。

6 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所

4(2)に同じ。

(2) 受付期間

公告日から令和4年6月15日（水）午後3時まで（休日を除く。）

(3) 受付方法

業務等質問書（様式第4号）を郵送又は電子メールによりDX推進課まで提出するものとします。

受付期間にDX推進課に到達したものに限り、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(4) 回答方法

企画提案項目に係る質問、企画提案書に係る事務手続等一般的な質問については、令和4年6月17日(金)までに業務等質問回答書(様式第5号)により、長野県公式ホームページで公表します。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

企画提案書(様式第6号)によります。

(2) 企画書の作成様式

企画書(様式第6号の附表)によります。

(3) 企画書記載上の留意事項

ア 様式第6号の附表の「4 費用」記載欄は、経費の合計額は1(6)に示す費用の上限額以内となるように記載してください。

イ 当該業務の一部を再委託する場合は、様式第6号の附表の「その他」記載欄に再委託の予定又は企画協力等の予定を記載してください。ただし、業務の全部を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、提出方法及びその回答方法

ア 受付場所

4(2)に同じ。

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(休日を除く。)

ウ 提出方法

業務等質問書(様式第4号)を郵送又は電子メールにより提出してください。

エ 回答方法

企画提案内容に係る質問は非公開とし、質問者に対してのみ電子メールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限

令和4年6月21日(火)午後5時

イ 提出先

4(2)に同じ。

ウ 提出部数

6部(原本1部、副本5部)

エ 提出方法

郵送又は電子メールとします。

提出期限までにDX推進課に到達したものに限りしますので、到達したことを電話で4(2)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の審査基準

企画提案の審査基準は、次表のとおりです。

区分	評価項目	配点
1 基本的事項 (10点)	マイナポイント第2弾やマイナンバーカードの普及・利活用等に関する情勢を十分に踏まえた企画提案となっていること	5
	新型コロナウイルス感染症等の感染予防・感染拡大の防止に十分配慮した企画提案となっていること	5
2 実施計画・体制 (65点)	支援窓口の設置回数及び効果的な設置場所・時間等の選定について説得力があり、かつ具体的な企画提案となっていること	30
	事業の実施に必要な人員体制・教育計画・役割分担等が整理され、適切に行える体制が整っていること	5
	事業の実施スケジュールが実現可能であること	5
	事業の実施による効果を最大化するための独自の提案や創意工夫がなされた企画提案となっていること	25
3 広報計画 (10点)	事業の実施を広く県民等に周知することができる具体的な内容が盛り込まれた企画提案となっていること	10
4 見積金額 (5点)	事業の実施に係る必要経費が適切に見積もられ、企画の内容や効果等からみて適切な範囲内かつ県の予算の範囲内であること	5
3 業務実績 (10点)	提案内容を裏付ける類似業務の実績やノウハウの蓄積があること	10
合 計		100

(7) 企画提案の審査方法

企画提案の審査に当たっては、企画提案審査委員会を設置し、提出された企画提案書を(6)企画提案の審査基準に基づき書面評価を行い、その合計点が最高点となった者を選定します。

なお、審査の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中50点以下の場合は選定しません。

また、委員の採点結果において「劣る」の採点があった者は、原則として選定しません。

(8) 選定者及び非選定者への通知並びに選定結果の公表

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書(様式第9号)によりDX推進課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書(様式第10号)によりDX推進課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第11号)及び企画提案審査委員会評価書(様式第7号)を長野県公式ホームページに掲載します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8)イの見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、書面(任意様式)によりDX推進課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日

(休日を除く。)以内に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所

4 (2)に同じ。

(イ) 受付時間

上記アの期間中、午前9時から午後5時まで(休日を除く。)

(10) その他の留意事項

ア 提案書は、複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することはできません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

8 契約書案

別添2 契約書(案)のとおり。

9 見積書の提出

(1) 見積書の提出依頼を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日(休日を含む。ただし、3日目が休日の場合は、休日明け)以内に、見積書(様式第12号)によりDX推進課長に対して提出するものとします。

(2) 見積書には、内訳書を添付するものとします。

(3) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積りは無効とします。

(4) 見積書の提出依頼を受けた者は、当該見積りを辞退しようとするときは、理由を示した辞退届(任意様式)を提出してください。

(5) 見積りを辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載します。

11 その他

(1) 契約書作成の要否

必要

(2) 関連情報を入手するための窓口

4 (2)に同じ。

(3) その他

必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があります。